

幼保連携型認定こども園
学校法人福寿学園 ゆめのもりこどもえん 利用契約書兼重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	学校法人 福寿学園
代表者の氏名	理事長 竹腰正見
法人の所在地	愛知県あま市七宝町安松 8 丁目 92 番地
法人電話番号	052-444-4744

2. 事業の目的

事業の目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」という）に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対して子育ての支援を行うことを目的とします。
運営方針	1. 「学校法人福寿学園」の理念に基づき、就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。 (1)遊びを通して総合的に学ぶ環境の中で、子どもたち一人ひとりが乳幼児期にふさわしい生活を送り、人格形成の基礎を培います。 (2)同年齢や異年齢の子ども等、多様な人との関わりを通じて、他者と関わる楽しさやお互いの尊重し合う大切さを知り、豊かな心や社会的態度の基礎を培います。 2. 子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。 (1)かけがえのない子どもの姿をありのままに受け止め、子ども一人ひとりの発達に即した関わり大切さを保護者と共に考えながら、子育ての喜びが実感できる支援を行います。

3. (1) 幼保連携型認定こども園の概要

名称	ゆめのもりこどもえん
所在地	愛知県清須市春日八幡裏 48
電話番号 (ゆめのもりこどもえん)	TEL: 052-325-5144 FAX: 052-325-5244
法人設立年月日	昭和 60 年 4 月 9 日
事業認可年月日	平成 28 年 4 月 1 日
園長氏名	左合真美
職員数	園長 1 人、副園長 1 人、主幹保育教諭 2 人、 保育教諭 45 人、事務 1 人、看護師 1 人 ただし、保育教諭等の人数については、在籍園児数により 変動することがあります。

(2) 利用定員

年齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1 号 (幼稚園部分)				25 人	25 人	25 人	75 人
2 号 (保育園部分)				20 人	20 人	20 人	60 人
3 号 (保育園部分)	10 人	20 人	20 人				50 人
計	10 人	20 人	20 人	45 人	45 人	45 人	185 人

(3) その他

扱う保育事業の種類	子育て支援センター、延長保育、預かり保育、一時保育
職員への研修実施状況	保育の質を高めるために全ての職員に対して実施
自己評価の概要	職員による教育内容などの事後評価を各学期末に行います。 また、年間評価を年1回実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
人権擁護、虐待防止のための体制	人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整備するとともに、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施、その他園児の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置を取っています。
入園希望者が定員を上回る場合の選考方法 入園	1号こども(幼稚園部分)：願書受付は、10月1日(水)です。園へ直接願書提出の際に親子面接、書類選考(一次選考)を行います。 一次選考通過者に連絡を行い、後日実施の行動観察による選考(二次選考)を行います。 2・3号こども(保育園部分)：保育の必要性の高い順(清須市が入所決定)手続きは清須市に従って行います。 ※清須市在住者、満3歳クラス・ゆめっこ園(企業主導型保育園)2歳児について優先枠があります。 ※1号(幼稚園部分)、2号(保育園部分)の併願は出来ません。 ※はなのもりこどもえん 1号(幼稚園部分)との併願はできません。 ※入園前健康診断を受けてください(3カ月以内のもの)。 <u>入園手続き後、1年以内に清須市以外に引越し予定のある方は、ご相談ください。</u> <u>※1号から2号への支給認定の変更については、清須市が決定します。保育要件が整っていても定員により、変更できない場合もあります。2号への認定変更ができない場合は、新2号の手続きを行います。</u> <u>※新2号認定を受けられた方は、預かり保育の無償化対象になります。1日あたり¥450(月額上限¥11300)が清須市から返金されます。詳細は別紙の『子育て無償化リーフレット』(清須市発行)でご確認ください。</u>
嘱託医	小児科医：森美智子、歯科医：太田由佳、学校薬剤師：岡村隆

4. 教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

	1号子ども（幼稚園部分）	2・3号子ども（保育園部分）
教育・保育の提供を行う日	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日 ※土曜日を希望される方は、前月の1日までに土曜利用申込書を提出してください。主食費1,500円は当月の月謝と一緒に引き落としとなります。 ※お申し込みいただいた時点で料金が発生しますので、ご了承ください。
教育・保育を行う時間	〈登園〉 8：00～9：00 〈主活動〉 9：30～16：00 (15：30～16：00 お迎え時間) 〈延長保育〉 月～金 16：00～18：00	〈登園〉 8：00～9：00（短時間認定） 7：15～9：00（標準時間認定） 〈主活動〉 8：00～16：00（短時間認定） 7：15～18：15（標準時間認定） 〈延長保育〉 16：00～18：00（短時間認定） 18：15～19：15（標準時間認定） ※1週間前の予約が必要です。
教育・保育の提供を行わない日	土曜日、日曜日、国民の祝日等 園長が特に定めた日 春季休業日 4月1日～4月7日 夏季休業日 7月21日～8月31日 冬季休業日 12月21日～1月9日 学年末休業日 3月21日～3月31日 ※夏季休業日においては夏期保育を行います（日程はコドモンでお知らせいたします）。 天候や感染症の流行により休園する場合があります。	日曜日、国民の祝日等 園長が特に定めた日 12月29日～1月3日 7月21日～8月31日、 12月20日～1月7日、 3月21日～31日は、希望保育期間となります（年度によって日程は異なります）。

※保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育等が終わった時間 16：00 までとします。

※8/13～15、3/30、31、土曜保育利用は、ご両親の就労証明書（園指定用紙）が必要です。

(1) 保育標準時間認定を受けた園児の場合

7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間（家から園、園から職場までに必要となる時間）とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いいたします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時15分～19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります）。

土曜日を希望される方は、前月の1日までに所定の土曜利用申込書を提出してください（両親共に希望日について就労証明が必要です）。

(2) 保育短時間認定を受けた園児の場合

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間（家から園、園から職場までに必要となる時間）とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間、その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、お子さんが無理なくスムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「慣らし保育」がありますので、ご協力をお願いいたします。

上記以外の時間帯において、就労時間・通勤時間等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、16時～18時00分までの範囲内で、延長保育を提供します（延長保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途延長保育料及び、書面での申込みが必要になります）。

土曜日を希望される方は、前月の1日までに所定の土曜利用申込書を提出してください（両親共に希望日について就労証明が必要です）。

5. 施設の概要

敷地面積	3684.30 m ²
建物	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1852.7 m ²
施設の内容	・保育室（2-5歳児室） ・遊戯室 ・乳児室 ・ランチルーム ・調理室 ・屋外運動場 ・調乳室 ・沐浴室 ・子育て支援センター ・午睡室 ・幼児多目的室 ・一時保育室 ・園庭
設備の内容	冷暖房、床暖房

6. 職員体制

※在園児の状況により職員体制は変動します。

園長	1人	保育教諭補助者	28人
副園長	1人	事務	1人
主幹保育教諭	2人	用務員	2人
保育教諭	22人	看護師	2人

7. 保護者負担について

	1号子ども (幼稚園部分)	2号子ども (幼児・保育園部分)	3号子ども (乳児・保育園部分)
保育料	なし	なし	所得に応じ、清須市が 利用料を決定
施設維持費	40,000円／入園時	40,000円／入園時	40,000円／入園時
教育充実費 (教材費含む)	4,500円/月 ※満3歳児より徴収	4,500円/月	0.1歳児：1,000円/月 2歳児：4,500円/月
保健衛生費 (おしぼり・シーツ 使用料、クリーニング代)	なし (満3歳は500円/月)	なし	500円/月
給食費 主食費 副食費 土曜利用	3,000円/月 4,500円/月	月～金 3,000円/月 月～金 4,500円/月 土 1,500円/月	なし
月謝口座 振替手数料	100円/月	100円/月	100円/月

行事費	行事により別途徴収させていただきます。 例) 観劇会、お泊り保育、園外保育等 ※その他、教育、保育において提供される便宜に要する費用のうち、こどもえんの利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者が負担することが適当と認められるもの。		
バス送迎費	3,000 円/月 (希望者のみ、3 歳の誕生日翌月から乗車可)	なし	なし
その他	制服一式 (カバン等含) 約 37,000 円 体操服一式 約 22,000 円 新年度用品 (スモック含む) 約 18,000 円 ピアニカ 約 7,000 円	制服一式 (カバン等含) 約 37,000 円 体操服一式 約 22,000 円 新年度用品 (スモック含む) 約 18,000 円 ピアニカ 約 7,000 円	0,1 歳児新年度用品 約 3,000 円 2 歳児新年度用品 約 6,000 円 (エプロン 1 枚含む) 赤白帽子 (0,1,2 歳児) 約 1,150 円
返還	施設維持費並びに納付した負担料はいかなる場合であっても返還をいたしません。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではありません。		

※毎月かかるすべての費用 (保護者負担) については、12 ヶ月で割った費用となりますので、毎月同じ金額を徴収させていただきます。よろしくお願いいたします。

※土曜給食は、1 食のご利用であっても代金は¥1,500 です (利用には両親ともに土曜利用の雇用証明書が必要です)。給食準備の都合上、欠席の場合について、返金は致しかねます。

※保護者負担については、コドモンの口座振替にて納入していただきます。入園手続きの際に口座情報の登録をお願いいたします。月謝口座振替手数料 (¥100) が毎月かかります。

(2) 延長保育料

	日額	月額
8時から10時まで	無料	設定なし
30分延長利用	500円/日	
1時間延長利用	600円/日	
2時間延長利用	700円/日	
○1週間前に指定の用紙でお申し込みください。		

※規定時間を過ぎた場合、10分につき500円延長料金を徴収します。時間の判定方法は、コドモンの打刻時間で判定します。

※1号、新2号、2・3号短時間の延長利用は16:00～18:00、2・3号標準時間は、18:15～19:15です。それぞれ延長利用申込書が必要となり、上記のように、延長料金がかかります（保育標準時間認定の延長利用時間については申込書に従い、園で決めさせていただきます）。

※スポット利用は、1日¥2,000がかかります（1週間前の申し込みがない場合）。

※延長保育の利用は、1週間前までにお申し込みください。延長保育料は翌月の月謝で引き落とします。キャンセル連絡は、前日までをお願いします。当日キャンセルは、全額がかかります。

※新2号（就労）の利用については、シフトの提出をお願いします。1か月毎に利用料に応じて提供証明書をお渡ししますので、各市町村にて手続きしてください。

8. 給食について

実施方法	自園調理（昼食、おやつ） ※給食会社より派遣された栄養士・調理師が園調理室を使用して調理を行います。
給食の方針	本園の給食は、園内調理室で手作りする安全・安心の完全給食です。主食は米飯を主にしています。おかずには、季節感が感じられる旬の食材を使用します。様々な食文化にも触れるため外国、ご当地メニューも提供します。毎月、月末に翌月の献立表を送信します。
アレルギーへの対応	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書、食物アレルギー除去食指示書（所定フォーマット）、生活管理指導表の提供が必要です。個別に相談の上、診断書または給食委員会の決定に基づき本園で除去可能なものは除去食・代替食で対応します。 ※アナフィラキシー疾患患者に対しての給食提供は行いませんので、弁当を持参してください。

9. 健康診断・健康管理について

(1) 内科検診

乳児・幼児	毎年 2 回、園医による健康診断を行います。診断の結果、異常の可能性がある場合は個別に連絡いたします。
-------	---

※健康で安全な園生活を送っていくために、入園前の申告と入園決定後に健康診断書（医療機関の印鑑が必要）を園に提出していただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

※感染症は医師の許可が出るまでは出席停止となり、出席の際に登園許可書の提出が必要となります。感染を防ぐため、ご協力ください。

※疾患・持病（食物アレルギー・熱性けいれん・てんかん・ひきつけ等）のある人は、医師の診断書が必要になります。園生活において投薬が必要な場合は、必ずお知らせください。

※健康管理票（入園時配布）は年 2 回（9 月・1 月）見直し、子どもたちの健康管理に努めます。

(2) 身体測定

乳児	毎月 1 回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コードモンの「成長曲線」と「おおきくなったかな」に記入し通知します。
幼児	毎月 1 回、身体測定を行います。診断結果につきましては、コードモンの「成長曲線」と「生活の記録」（6・11・3 月）に記入し通知します。

(3) その他

歯科検診につきましては、全園児年 1 回実施します。

診断結果については、幼児・乳児ともに、歯科検診の結果にてお知らせします。

10. 年間予定表

月	行事内容
4 月	●入園式、始業式
5 月	遠足、●個人懇談
6 月	歯科検診、内科検診、●七夕参観
7 月	水遊び開始
8 月	夏まつり、お泊まり保育（年長のみ）
9 月	始業式
10 月	●運動会、遠足 （●親子遠足一年長のみ）
11 月	内科検診
12 月	●お遊戯会、クリスマス会、もちつき大会
1 月	始業式、観劇会、なわとび・ぼっくり表彰式
2 月	●保育参観、お別れ遠足
3 月	ひな祭り、卒園式、修了式

※年度によって変更する場合があります。

●保護者の参加する予定行事となります。

11. 緊急時の対応等

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方が予め指定した連絡先へ速やかに連絡します。緊急連絡先は、入園の際に提出する「健康管理票」で届け出ます。

12. 送迎方法について

自家用車での送迎	園周辺の道路は、最徐行でお願いします。地域の皆様に対して、送迎でご迷惑をおかけしないように、一方通行など、園独自ルール（入園説明会で案内）を設けています。子どもたちが、安全に登降園できるよう、ご協力ください。ルールに従わない場合は、退園となります。
バスでの送迎 （幼稚園部分のみ利用可）	決められたルートの中で、バス停を設定します。安全に乗降できる場所をご案内します。 緊急時や、病気による早退時にはバスの利用は出来ません。 5 分前には、バス停でお待ちください。

13. 非常災害時の対応

非常事態の対応	消防計画書及び「緊急・災害時の対応」により対応します。
防火管理者	左合真美
防災設備	自動火災警報機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 その他 防火カーテン、建具等の防火処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回実施します。

14. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
警戒レベル 3、4、5（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保） 特別警報発令時	適用地域の場合、こどもえんは、解除されるまで休園となります。 登園後に発令された場合は、避難場所（正門に掲示）まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。
避難・備蓄用品	・食料 有 ・懐中電灯 有 ・水 有 ・粉ミルク 有

15. 暴風警報発令時等における登園の取り扱いについて

「入園のしおり」に記載されています、「特別警報」（大雨・暴風・大雪などの発令）「洪水警報」「南海トラフ地震臨時情報」に伴い、判断します。入園時にお渡しする「入園のしおり」をご覧ください。下記に一例を掲載します。

暴風警報	午前 6 時までに警報が解除された場合は、平常保育を行います
	午前 6 時～午前 11 時までに警報が解除された場合は、警報解除より 2 時間後に保育を開始します（コドモンで連絡）
	午後 11 時を過ぎてから警報が解除された場合は、休園とします

16. 保育内容に関する相談・苦情

利用相談窓口	・窓口相談者	竹内 舞
	・苦情解決責任者	左合真美
	・利用時間	9：00～17：00
	・電話番号	052-325-5144
第三者委員会	・第三者委員	吉川 徹
	・電話番号	052-961-5678

17. 園児に対する保険

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付 ほいくのほけん
保険の内容	国、学校（認定こども園含む）の設置者、保護者の第三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられます。加入の手続きは園で一括して行います。受診時は保護者の医療保険証を使い、立て替え払いをすることになります。

18. 利用にあたってのその他の留意事項

禁止事項・制限事項	・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません（ただし、診断書により医師が投薬を必要と認めた場合には、園医の判断を仰ぎ対応する場合があります）。 ・他の利用者に対する宗教活動や営利活動等の他の迷惑となる行為はやめてください。 ・ゆめのもりこどもえんの教育方針や運営方針にご理解が頂けない場合や、園への申告内容に、虚偽の申告が判明した時は、園のご利用をお断りする場合があります。 ・園児や職員のプライバシー保護のため園内での写真、動画の撮影は禁止とさせていただきます。但し、園が認めた行事に限り撮影を許可いたします。 ・撮影した写真、動画を SNS（X・Instagram・YouTube）等インターネット上に投稿するのはご遠慮願います。
退園 (利用の終了)	・園児が小学校に就学した時 ・児童の保護者が児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった場合 ・保護者負担金を3か月以上滞納した場合 ・その他、保育を行う事が困難と判断された場合 ・ゆめのもりこどもえんの教育方針や運営方針にご理解が頂けない場合 ・保護者が本園や本園の職員または他の保護者や園児に対して重大な背信行為を行った場合 ・保護者が過失により園運営を著しく害した場合 ※市と協議の上決定します

19. 子育て支援

満3歳児保育について	● ゆめのもりこどもえん（幼稚園－1号子ども）に満3歳児として入園します。（2歳児クラスでの保育です）。 ● 満3歳月を迎えた翌月から清須市の幼稚園部分－1号として入園します。 ● 週5日 9：00～16：00（15：30 お迎え開始） ● 慣らし保育あり（入園から1週間程度） ● 若干名 ● 保育料―無償化の対象（幼稚園部分1号子どもに認定されます） ※ゆめのもりこどもえんに入園される際は、施設維持費¥40,000をいただきます。 ※バス乗車希望の場合は、令和7年度4月決定のルートに承諾していただき、バス停を決定します。（別途バス代が必要です） ※満3歳になられた翌月が入園月です。清須市から1号子どもに認定されます。（清須市が所得に応じた利用者負担を決定）認定されますと、保育料の他に、給食費、教育充実費（教材費含む）が別途毎月必要です（P6 参照）。3号子ども（保育園部分）と同じクラスでの保育となります。 <u>※兄弟児で2号認定が出ている場合のお申し込みはできません。</u> ☆入園1か月前に1号認定の申請を各々で行ってください。手続きに必要な書類は入園1か月前に郵送させていただきます。
ゆめのもりDAY （子育て支援センター）	「地域の人と人が出会う場所」・「子育てが楽しめる場所」・「子育て中の保護者の孤独をなくす場所」を目指して、開設します。また、入園案内や、園見学なども行い、こどもえんを知ってもらう機会を設けています。登録制（随時登録を受け付けています）。月2～3回開講で予約制となります（園の行事予定の都合で変更する場合があります）。 離乳食を提供する0歳児食堂もあります。
一時保育	突発的な用事で子どもを家庭で子育てができない場合や、育児疲れで子どもから少し離れたい時など、一時的にお子様をお預かりできるよう、開設しています。月10日利用できます（登録・予約制）。 登録につきましては、子育て支援センターと同一の書式のものになります。

